

公告

平成21年8月5日、本会通常総会において認定された平成20年度一般会計、並びに各特別会計決算について、国民健康保険法施行令第26条において準用する同令第24条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年8月5日

京都府国民健康保険団体連合会
理事長 栗山 正・

京都府国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

京都府国民健康保険団体連合会規約の一部を次のように改める。

附則に次の1項を加える。

(介護従事者処遇改善に関する事務)

- 6 本会は、当分の間、第6条各項及び前項に掲げる事業のほか、平成21年3月13日厚生労働省保発第0313006号厚生労働省保険局長通知別添「国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金管理運営要領」による国保介護従事者処遇改善基金の管理運営に関する事務を行う。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。